

社会福祉法人 もやい聖友会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女共に全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1.計画期間 2024年8月1日 ～ 2029年7月31日

○目標 育児休業の取得率向上

- ・男性職員：取得率を40%以上にする
- ・女性職員：取得率は100%を維持する

○取組

◇2024年8月～

- ・育休や時短勤務など制度についての見直しと拡充を図る
- ・育児休業の内容や取得事例を社内で周知し制度への理解を深め、
取得しやすい職場環境を整える。
- ・対象者への個別面談を実施し取得意向の確認とサポートを行う。
(時短勤務や、子連れ出勤など社内独自の制度の周知)

◇2026年8月～

- ・休業中も定期的に連絡をとり、復職にむけてのサポートを行う
(赤ちゃん職員やファミリーデーなど社内行事への参加を促し、
情報交換、悩み相談の場を設ける)
- ・復職前に上司や担当者との面談を実施し、
復職後の業務内容や働き方について話合う

◇2028年8月～

- ・働きやすい職場環境を整え、活躍する女性職員の増加、定着のために
キャリアアップ研修の実施、女性管理職の増加
- ・さらなる両立支援策の検討、職員への意識調査を行う
- ・次年度以降への計画策定を行う